

学校と警察の相互連携に係る協定書

芦屋市教育委員会（以下「甲」という。）と兵庫県警察本部（以下「乙」という。）とは、児童生徒の健全育成を推進するための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定目的を逸脱することなく、児童生徒に対する指導支援を行う上で、相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が児童生徒の健全育成のため、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、相互に必要なと認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導支援を行うことにより、児童生徒の安全確保及び健全育成に資することを目的とする。

（個人情報の保護）

第2条 甲及び乙は、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

（連携機関）

第3条 この協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）甲及び芦屋市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）

（2）乙及び兵庫県に所在する警察署（以下「警察」という。）

（相互連携の責任者及び方法）

第4条 相互連携のための情報連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

（1）連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。

（2）連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は口頭により、速やかに行うこととする。

（相互連携の内容）

第5条 連携機関は、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に向けて、一般的な連携はもとより、各々が有する児童生徒の情報を相互に提供し、必要に応じて対応について協議を行うものとする。

（相互連携を行う事案）

第6条 この協定により提供する情報は、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

（1）学校から警察へ相談又は連絡し、情報提供する事案

児童生徒に係る次の事由があり、警察と連携して継続対応が必要と認められる事案

ア 犯罪若しくは触法事案、またはそのおそれのある事案

イ 学校内外において、粗暴行為等を行う非行集団の構成員である事案

ウ 対象となる児童生徒の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案

- エ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれのある事案
- オ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる。又はそのおそれのある事案
- カ その他児童生徒に係る事案で、警察との連携対応を要すると認められる事案

(2) 警察から学校へ情報提供する事案

ア 逮捕した犯罪少年に係る事件

イ 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件

ウ 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事件

エ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの

(ア) 次のいずれかに該当し、かつ、学校との連携による継続的な対応が必要であると連絡責任者が認めるもの

(a) 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること

(b) 非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な看護に服さないなどぐ犯性が強い者であること

(c) 周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること

(d) 関係する児童生徒が複数であること

(イ) その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校連絡が必要であると認めるもの

(相互連携する情報)

第7条 学校と警察が相互連携し、指導・支援するために相互連絡する情報は、次の内容とする。

(1) 当該事案に係る児童生徒の名前、生年月日、年齢、住所、学年、クラスに関する内容等

(2) 当該事案に関する概要等

(3) その他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集・提供した情報について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 秘密の保持を徹底する。

(2) 収集・提供した文書(写しを含む)の保存期限は1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで)とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。

(3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外の者に提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

(1) 提供する情報については、正確を期すること。

(2) 対象事案に係る児童生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教

育的効果を考慮するとともに、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適正な措置を講ずること。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 連携機関は、この協定を円滑に実施するよう努めるとともに、疑義が生じた場合は、必要に応じて協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 月 日

甲（住所）

芦屋市

教育長

印

乙（住所）

兵庫県警察本部

生活安全部長

印